

エアバッグ類車上作動処理業務の加入事業者に対して、規約第7条に基づき行った加入登録の取消事業者

No.	登録取消日	事業者名/事業所名	事業所の住所	取消理由
4	2024.10.01	株式会社 ALI TRADING	茨城県筑西市辻字西原1898-9	2024年8月実施の現地監査にて、解体作業場に未処理エアバッグ類が正当な理由なく(自動車メーカーに引渡す以外の目的で)6個保管されていた。
3	2024.07.01	有限会社 ラハマントレーディング	北海道石狩市新港中央2-756-19	2024年4月実施の現地監査にて、回収ケース保管場所に未処理エアバッグ類が正当な理由なく(自動車メーカーに引渡す以外の目的で)多数保管されていた。
2	2024.03.01	松長正夫/松長商店	奈良県大和高田市日之出東本町21-29	取り外した未処理エアバッグ類を自動車メーカーに引き渡さず、他者へ転売していた。
1	2024.02.01	株式会社 アビドカハン	静岡県富士市柏原13-2	エアバッグ類車上作動処理実績を確認するための提出書類に不備等が複数回あり、度重なる改善を依頼したが対応いただけず、車上作動処理業務を適正に行う事が困難と判断したため。